平成２２年（フ）第１３９号
福島県田村郡三春町字沼之倉100番地　沼倉団地４－５号
債務者　吉田　智子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
福島県郡山市大槻町字小山田前21番地の１
債務者　柳沼　金一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
福島県郡山市片平町字西高森３番地の16、住民票上の住所福島県本宮市本宮字栄田133番地10
債務者　渡邉健一郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
福島県郡山市島１丁目６番14号　島東ハイツ２－５号
債務者　小林キヌ江
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７９３号
愛知県春日井市大留町１丁目７番地３　荒子ビル301号
債務者　稲垣　里佳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目８番41号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町８丁目１番１号
債務者　和田由喜代
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
神戸市北区鈴蘭台北町８丁目１番１号
債務者　和田　義和
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４０号
神戸市中央区籠池通２丁目１番10号ハイツ摩耶101
債務者　三昌　広幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２０号
神戸市須磨区板宿町３丁目14番25号納田文化201
債務者　内藤　愼一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２１号
神戸市須磨区板宿町３丁目14番25号納田文化201
債務者　内藤千代子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２２号
神戸市北区幸陽町２丁目12番地の８　南井典行方、住民票上の住所神戸市北区幸陽町３丁目５番地の12
債務者　南井　太名
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５６号
神戸市垂水区下畑町字向井484番地の７
債務者　辻　　祥子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県洲本市上物部２丁目２番70号　リバーウエストインシティ403号
債務者　山野恵理子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
宮崎市清水３丁目５番22号
債務者　坂本みどり
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６号
岐阜県可児市今渡2596番地３　グリーンサイドＡ－101
債務者　林　　忠成
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６７号
岐阜県可児市今渡2596番地３　グリーンサイドＡ－101
債務者　林　世津子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１４９２号
名古屋市天白区久方１丁目150番地　相生山団地29号棟206号室
債務者　沖野　和子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部